

令和2年4月13日

関係者各位

経 済 産 業 省
中部近畿産業保安監督部
電 力 安 全 課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う電気事業法等に基づく手続きについて
(郵送等のお願い)

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく「緊急事態宣言」が、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象として発令されました（緊急事態措置を実施すべき期間：令和2年5月6日まで）。

こうした状況を踏まえ、当管内においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、当課で受付している電気事業法・電気工事士法・電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく手続きの申請・届出や相談については、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

なお、本対応については、今後、状況の変化に応じ内容を変更する可能性があることを申し添えます。

○電気事業法等に基づく手続きの申請・届出について

当課の窓口における受付は、当面の間、原則として行わず、郵送等による申請・届出をお願いします。また、出勤する職員を限定しておりますことから、書類の審査に時間を要することもありますので、予めご了承ください。

なお、受領印が必要な場合は、正副2部及び返信用の封筒（切手貼付、返信の宛先を記載してください。）を同封して送付ください。

○相談等について（専用メールアドレス：corona-chb-denan@meti.go.jp）

当課では、新型コロナウイルス感染症拡大の時期に限り、専用メールアドレスを作成いたしましたので、申請・届出に関するお問い合わせ及び事故等の緊急の連絡におかれましては、こちらのメールアドレスへ送付をお願いします。

なお、FAXにて送付いただいても構いません。

○当課の連絡先

住 所：〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

H P：<https://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/denryoku-index.htm>

E-mail：corona-chb-denan@meti.go.jp

T E L：052-951-2817 F A X：052-951-9802

受付時間※：9：00～17：00（平日の12時～13時、土日祝日を除く）